

お知らせ

平成27年 3月18日

【同時資料提供先】岡山県政記者クラブ
岡山市政記者クラブ



「旭川さくらみち」(浜樋門から上流区間)の堤防断面の拡大等により、桜の植え替え、保全ができるようになります。

岡山河川事務所では、今年度から来年度にかけて「旭川さくらみち」(相生橋から上流約700m区間)の老朽化した桜の植え替え、保全ができるようにするための護岸工事を実施しています。

上記工事に引き続き、浜樋門より上流区間のうち、河川堤防断面が不足等している区間の堤防断面の拡大を実施し、桜の植え替え、保全ができるようにします。(別添資料を参照)

また今後は、岡山市が桜の管理主体となり、地域関係者ととともに桜の管理、保全等を継続的に行っていくこととなります。

本内容の詳細については、下記「第2回 旭川かわまちづくり計画事業推進会議」で説明しますのでお知らせします。

第2回 旭川かわまちづくり計画事業推進会議

日時：平成27年3月19日(木)

会議(14:00~15:30予定)

現場視察(16:00~17:00予定)

(別添位置図参照)

※時間は会議終了時間により早まる場合もあります。

場所：岡山商工会議所3階会議室

(問合せ先)国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所

電話 086-223-5101(代)

(担当)副所長(技術) 庄司 俊介(内線204)

管理第一課長 安達 淳 (内線331)

「旭川さくらみち」有堤区間（浜樋門から上流区間）について

【浜樋門から上流区間（有堤区間）について】（経緯等）

有堤区間（堤防背後の地盤高が低く、堤防の形状を呈している区間）における堤防川側への植樹については、洪水時において樹木が倒壊した場合、堤防を損傷することによって洪水被害を拡大させる恐れがあることなどから、基本的には認められていない。

「旭川さくらみち」においては、浜樋門から上流区間のうち、約120m区間が有堤区間となっている。

「旭川さくらみち」の特殊性、地域からの強い要望等

※「旭川さくらみち」の特殊性

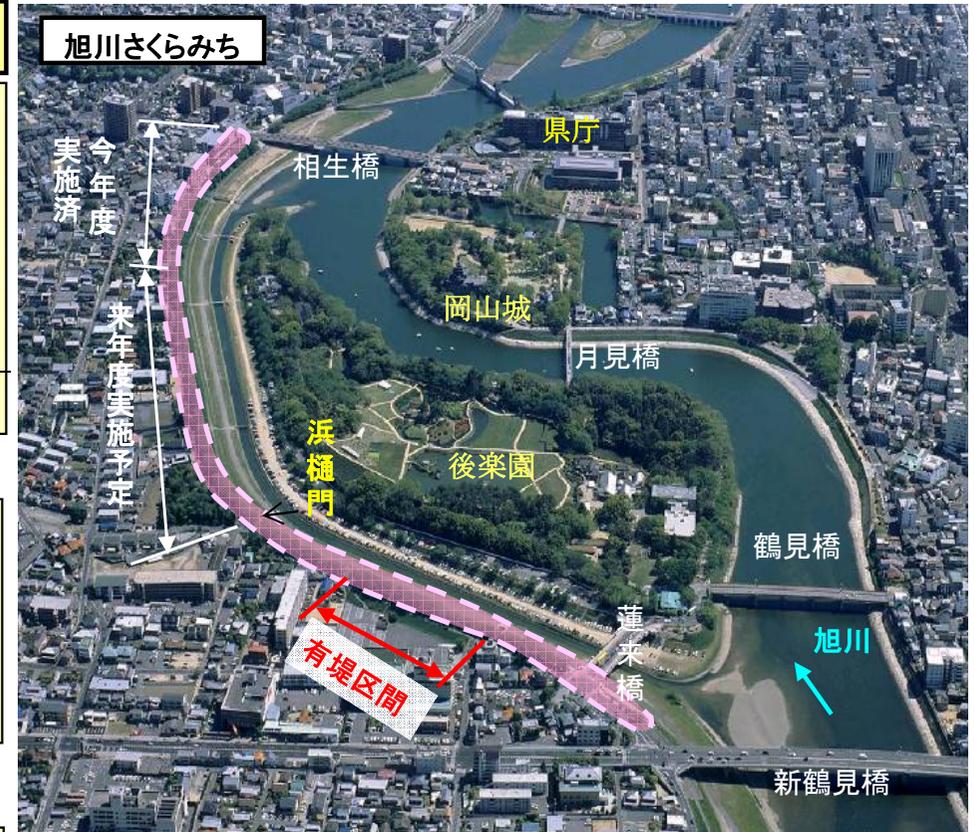
- ・岡山市を代表する桜の名所
- ・観光地の後楽園に隣接する極めて重要な場所に位置
- ・良好な景観形成等の環境上の必要性が極めて高い

洪水時における堤防の安全性、適切な植樹管理手法について植樹基準（※別添参照）を踏まえた検討を実施

※主な検討内容

- ・堤防断面形状を詳細に把握するための現地調査、測量の実施
- ・桜の倒伏を考慮した堤防断面確保の検討
- ・堤防の浸透流解析・安定解析と断面設計
- ・今後の具体的な植樹管理の方法、植樹の方法の検討

上記検討の結果、右記対策等の実施により今後も永続的に桜の植え替え、保全ができると判断
（植樹基準の特例に準じた整理）



国と市による桜を保全するための対策等

【国】

有堤区間における堤防断面の拡大を実施
河川堤防断面の堤内側の断面拡大
（別紙①参照）

【岡山市】

桜の管理主体となり、地域関係者とともに桜の管理、保全を継続的に実施
（別紙②参照）

【参考】①有堤区間（約120m）の堤防断面の拡大について

【河川堤防の断面拡大について】

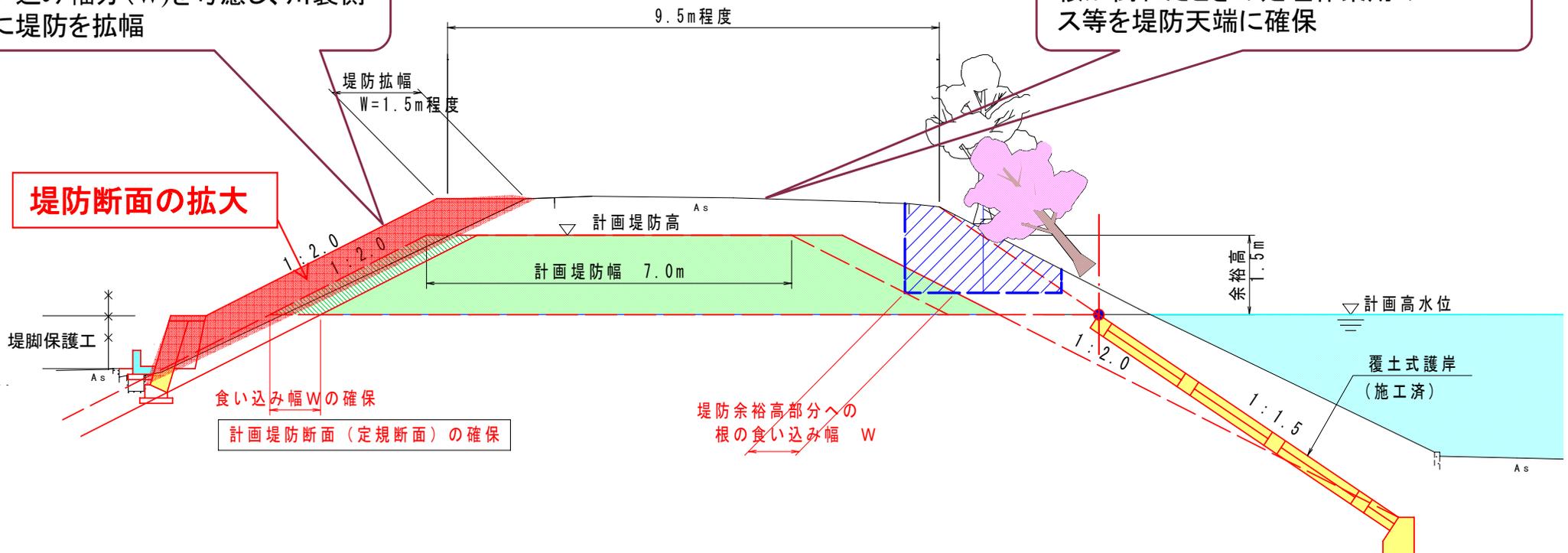
下記条件を満足する対策を実施する。

- 計画堤防断面の確保
桜の根系の計画堤防断面への食い込み幅分を堤内地側の盛土により確保する。
- 桜倒伏時の対応スペースを天端に確保
桜が倒れたときの処理作業用のスペース等を堤防天端に確保する。

【標準横断図(イメージ)】

計画堤防断面内への桜の根の食い込み幅分(W)を考慮し、川裏側に堤防を拡幅

桜が倒れたときの処理作業用のスペース等を堤防天端に確保



【参考】②桜の管理、植え替え時の対応について

【桜の管理、植え替え時の対応について】

岡山市が管理主体となり、地域関係者ととも継続的に下記内容について実施する。

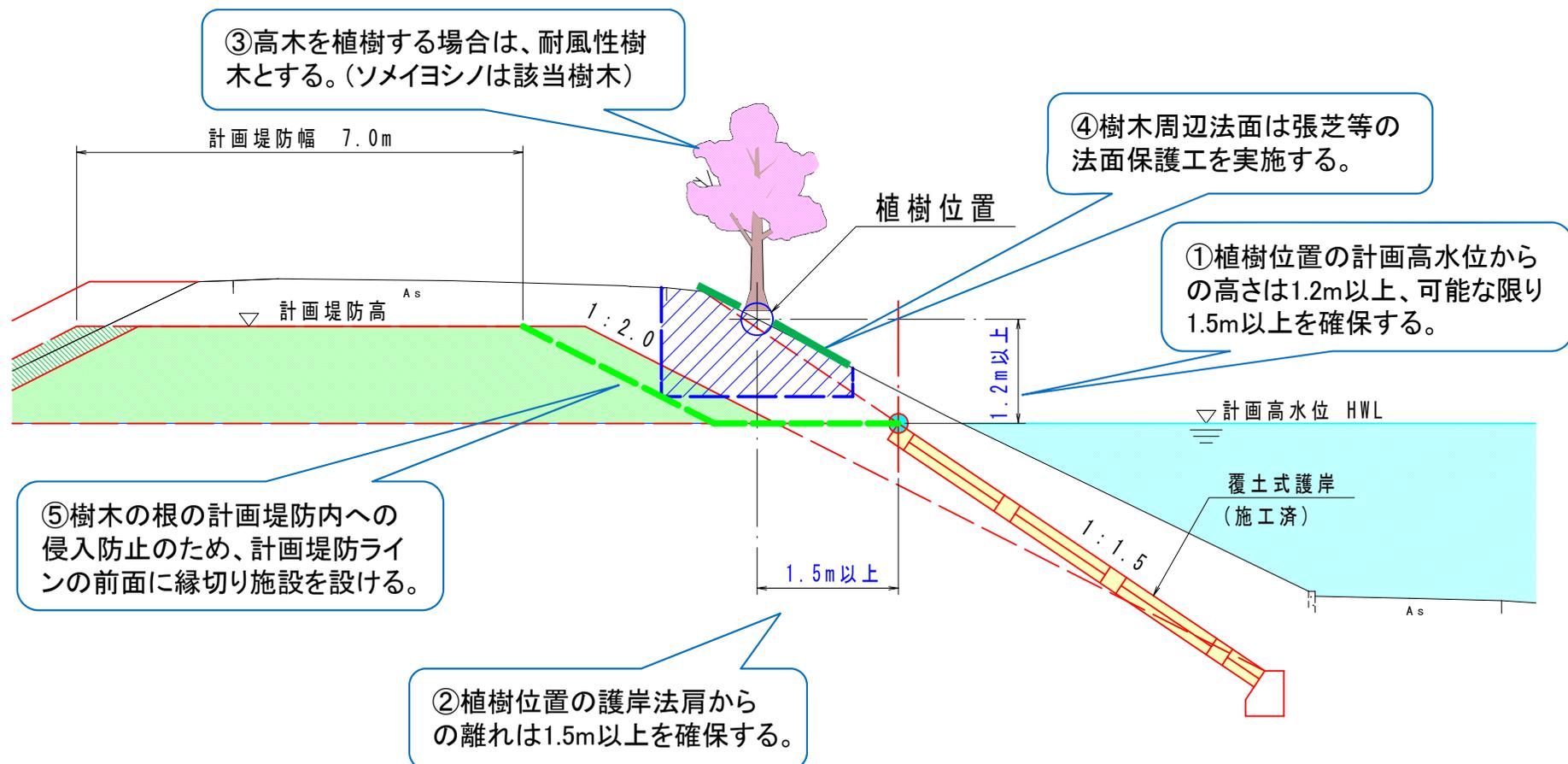
(桜の管理)

樹木は岡山市が占有、維持管理を適切に実施（1回以上／年の点検）

異常（倒伏の危険性等）がある場合は速やかに対応。

(植え替え時の対応) ※下図参照

主根が計画堤防断面に侵入しないよう植樹位置等の条件を設定し、更に縁切り施設(マット等)を設置。



【参考】植樹基準について

植樹の条件(河川区域内における樹木の伐採・植樹基準)(抜粋)

第七 掘込河道の河岸の植樹

- 一 植樹は、護岸の高さが計画高水位以上の場合に限ること。
- 二 植樹を行った場合には、張芝等の法面保護工を実施すること。
- 三 超過洪水における流水の疎通と法面の安定にも配慮すること。
- 四 高木の植樹は、河岸法面肩より堤内側が河川管理用通路(兼用道路を含む)である場合に限ること。
- 五 植樹する高木は耐風性樹木であること。
- 六 高木の植樹は、樹木の主根が成木時においても護岸構造に支障を与えないよう、護岸法肩から必要な距離を離すこと。(ソメイヨシノ:主根の水平の大きさ1.5m)

第八 堤防の裏小段における植樹の基準

堤防の裏小段に植樹する場合には、次に掲げる基準に適合するよう行うものとする。(一と二は省略)

三 植樹は、樹木の主根が成木時においても計画堤防(計画横断形の堤防に係る部分をいう、以下同じとする)内に入らないよう、裏小段の堤防法尻沿いに必要な盛土を設けることとし、必要に応じ縁切り施設を設けて行うこと。この場合に水防活動等の支障とならないよう留意するとともに、盛土が堤防の安定性を損なわないものであること。

第十五 特例

次に掲げる植樹で、数値解析、水理模型実験等により治水上支障とならないと認められるものについては、この章の規定に係わらず植樹することができるものとする。

- 一 洪水の流勢の緩和等の治水上の必要性から行う植樹
- 二 生態系の保全、良好な景観形成等の環境上の必要性から行う植樹
- 三 親水施設等の安全対策として行う低木の植樹